



International
Labour
Organization



▶ ILO 旗艦プログラム



▶ 旗艦プログラム: 概要

ベターワーク より良い仕事計画

ILOと世界銀行グループの**国際金融公社 (IFC)**との共同事業である**ベターワーク**は、政府、グローバルブランド、工場所有者、労働組合、労働者など多様なグループが参加し、衣料産業における労働条件の改善、そして企業競争力の強化に取り組んでいます。現在7か国において、1500の工場でベターワークを実施しており、200万人を超える労働者が働いています。この計画では、政策、意識、

行動を変化させるための評価、研修、提言、研究を通して、継続的かつプラスの変化を生み出しています。ベターワークでは、グローバルな衣料産業におけるディーセント・ワークの創出、女性の地位向上、企業競争力の強化、そして包摂的な経済成長の促進によって、何百万もの人々を貧困から脱出させることができると考えられています。

IPEC+ 児童労働・強制労働撤廃国際計画

IPEC+は、持続可能な開発目標ターゲット8.7に沿って、2025年までに児童労働を、また2030年までに強制労働を根絶させることを目指しています。また、それら重大な人権侵害からすべての人を守ると同時に、人々が自ら身を守ることができるようにするための取り組みが行われています。このプログラムでは、そのような侵害が特に深刻な3つの領域、(i)

農村経済と非公式経済、(ii)企業とグローバル及び国内サプライチェーン、(iii)危機的及び脆弱な状況において、取り組みを進めています。それらの状況下において、このプログラムにより、(i)公共政策及びガバナンス、(ii)労働者及び労使団体の能力強化、(iii)知識やデータの開発、(iv)パートナーシップにおいて変化がもたらされています。



Safety + Health for All

すべての人のための労働安全衛生計画

労働安全衛生はディーセント・ワークの根幹であり、持続可能な開発の基盤でもあります。しかし、毎年、労働災害・疾病で多数の労働者が亡くなり、また、さらに多くの労働者が非致命的な労働災害及び疾病に苦しんでいます。すべての人のための労働安全衛生計画では、世界中の労働者の安全衛生環境向上に重点を置いたアプローチを採用し、SDGグローバル指標8.8.1に沿って致命的及び非致命的な労働災害発生率の低減に寄与することを目

指しています。このプログラムでは4つの戦略的分野として、知識の構築、国家の能力強化、有用な国家的枠組みの創出、安全で健康な職場への意識喚起に重点を置いています。そして農業、建設などの最も危険な産業部門、若年者（15歳~24歳）、女性、移民といった労働災害や疾病を被りやすい労働者、中小企業を主な対象とすると共に、ビジョン・ゼロ基金を通じてグローバルサプライチェーンにも焦点を当てています。

JPR

平和と強靭性のための雇用促進計画

平和と強靭性のための雇用促進計画（JPR）では、紛争被害を受けた国や災害の多い国における雇用創出、技能開発、起業家育成に重点が置かれています。また、脆弱なガバナンス、社会対話の欠如、基本的権利の侵害は、危機からの回復や和平プロセスを妨げたり、鈍化させたりする可能性があることから、制度の構築、社会対話ならびに労働における基本的原則及び権利（FPRW）も重視されています。JPRは最終的に、すべての脆弱な若者に資することを目指しています。若者はより良い未来の基盤であり、その社会経済的な包

摂は社会・政治的な安定につながるだけでなく、平和構築、国民的和解、社会的結束及び強じん性の強化に寄与し、生産性資産及び生産財の創出を促進します。このプログラムは、雇用、持続可能な開発の進展、公式経済への移行につながる地域経済の回復を促進するため、人道的支援と開発支援を結ぶ役割を果たします。この目的の下、2017年の平和と強靭性のための雇用及び適切な仕事（ディーセント・ワーク）勧告（第205号）に示された政策指針に基づき実施されます。

SPF

社会的保護の土台計画

現在も40億人もの人々が社会的保護から取り残されています。社会的保護の土台計画（SPF）は、社会的保護制度が依然として脆弱で、整備が必要とされる国々において、社会的保護の土台（基盤）を確立することを目指しています。社会的保護の土台とは、すべての人々に保障されるべき基本的な社会的保護のことを指します。国レベルにおいての基本的な社会的保護には、生涯にわたる必要不可欠な保健医療の提供、すべての子どもたちへの社会的保護の提供、生産年齢にあるすべての人々を対象とする、失業、母性保護、障

害や労働災害を中心とした所得保障、すべての高齢者を対象とした年金の支給が最低限でも含まれていなければなりません。SPFでは政府、社会的パートナー、市民社会組織、社会的保護制度担当当局、開発パートナー、国連システムの力を結集させて、協調的かつ総合的なSPFへの取組みを実現します。こうした取組みには、社会的保護に関する現状の評価と、新たな社会的保護制度の策定や既存制度の改正に関する提言だけでなく、それらの実施を支援する提言なども含まれます。



▶ 新型コロナウイルス (COVID-19) のパンデミック (世界的大流行) が及ぼした旗艦プログラムへの影響

ベターワーク より良い仕事計画

衣料部門は、新型コロナウイルス (COVID-19) のパンデミック禍において、かつてない混乱に見舞われています。ベターワークは、労働者、使用者、製造業者、グローバルブランド、NGO が連携して新型コロナ危機に取り組む共同行動「**衣料産業界の行動への呼びかけ**」において、ILO が国際的な作業グループを招集する上で重要な役割を果たしています。この共同行動には、労働者の健康及び所得の保護、使用者による雇用維持の支援など短期的な対応だけでなく、衣料品の主要生産国における社会的保護の強化に向けた長期的な対策も含まれます。

新型コロナウイルスのパンデミック禍においてベターワークは、ILO による衣料産業の政労使三者への支援を調整する役割を果たしています。これまでの支援としては、安全な労働慣行に対する意識喚起、新型コロナウイルスに関連する問題への取組みに関する産業別ツールやガイドラインの作成・実施、各国パートナーとの連携による労働安全衛生及び労働環境への脅威の監視及び管理のための様々な

手法の開発などが挙げられます。ベターワークは、工場へのサービスをニーズに適應させ、デジタルテクノロジーを活用して、緊急時対応策、職場でのソーシャルディスタンスや、労働安全衛生に関連する複雑なコンプライアンス問題、賃金の支払いや手当の給付、労働時間の管理を支援してきました。また、ベターワークを実施している各国の状況を定期的に更新して情報を伝える、新型コロナウイルスの影響に関する [ポータルサイト](#) も開設しました。

ベターワークでは、国連児童基金 (UNICEF) と協力して、コロナ禍及び収束後の衣料工場における子どもの権利に関するガイダンスを示した概要シリーズを作成しました。また、ベターワーク国別計画では世界保健機関と緊密に連携し、奨励されている新型コロナウイルス感染の予防措置に関する意識啓発の資料を工場や労働者に配布しました。プログラム実施国のILO 国別事務所の活動の一環として、ベターワークは国連カントリーチーム (UNCT) の連携を支援しました。

IPEC+ 児童労働・強制労働撤廃国際計画

IPEC+ は現在 66 か国で実施されていますが、新型コロナウイルスのパンデミックの影響はそれらすべての国に及んでいます。IPEC+ では、リスクの軽減や、イノベーション、意識啓発、根拠に基づいたソリューション (条件付き送金プログラムなど) の設定、調査の実施及び社会対話の強化に重点を置いた戦略に転換するための事業継続計画を策定しました。また、学校閉鎖、経済活動停止、失業、影響の大きかった地域社会での生活手段の喪失及び社会的保護制度の欠如に関するものに特に的を絞って、児童労働及び強制労働に対す

る新型コロナウイルスの影響の調査支援に追加資金を割り当てました。この監視調査は、IPEC+、政労使三者及びステークホルダーにとって新たにもたらされた格差を認識する上で非常に有用なものとなります。

開発パートナーと連携し、IPEC+ は既存資金 2100 万米ドルを新型コロナウイルスのパンデミックへの対応に振り替えました。それに加えてILO は資金不足を補うための資金拠出を呼びかけ、追加資金 2100 万米ドルを調達しました。

Safety + Health for All

すべての人のための労働安全衛生計画

すべての人のための労働安全衛生計画は、主に**ビジョン・ゼロ基金（VZF）**を通じて、政労使三者による労働安全衛生保護策の強化を支援するために追加資金を調達しました。調達した資金は、VZFプロジェクト対象国（コロンビア、エチオピア、ホンジュラス、ラオス、マダガスカル、メキシコ、ミャンマー）の衣料産業及び農業のバリューチェーンに関わる労働者、使用者とその家族を、新型コロナウイルスの直接的及び間接的な健康リスクから保護するために活用されました。また、労働安全衛生上の危険性の管理不備による感染拡大の打撃を、職場が受けないようにするための対策も取られました。また、今後はベターワークプログラムと緊密に連携し、衣料工場の新型コロナウイルスに関連する職業上のリ

スク防止および低減に取り組んでいる国（バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ベトナム）を支援していく予定です。

労働安全衛生の観点から新型コロナウイルスに対応していくために、すべての人のための労働安全衛生計画は、プロジェクトスタッフが、差し迫ったニーズにも長期的ニーズにも政労使三者と協力して取り組めるよう、迅速なニーズ評価を可能にするツールも開発しました。このニーズ評価ツールは必要に迫られた調整に取り組むILOフィールド専門家が使用対象者であるため、各国のILO国別事務所もコロナ禍での労働安全衛生上のニーズを特定できるように、一般的なタイプのツールも開発されました。

JPR

平和と強じん性のための雇用促進計画

JPRプログラムでは、新型コロナウイルスのパンデミックの社会経済的影響に対応するイニシアチブの一部を見直して改正し、紛争に配慮した評価の実施や、新たなパートナーシップを構築して、健康と生計の両面を支える取組みのための**措置を勧告**しました。

このプログラムでは、何千人もの脆弱なヨルダン市民及びシリア難民の雇用機会を創出するために、ILOが2016年から**雇用集約型基盤構造計画（EIIP）**を実施しているヨルダンで、2つの新型コロナ危機緊急対応策を導入しています。一つが、雇用集約型工事の運用及び労働安全衛生に関する意識啓発、もう一つが雇用と収入の増加をもたらす新たなEIIPモデルの設定です。ILOは、各国政府の指示に従い活動を停止していましたが、このプログラムによって雇用されている労働者への新型コロナ危機による悪影響を最小限に抑えるため、以下のような措置を取りました。

- ▶ **給与支給の継続** ロックダウン（都市閉鎖）の間も雇用契約期間中のすべての労働者を対象として給与を支給
- ▶ **予防対策の策定** 活動再開後、労働者を保護するための予防対策（例えば、個人防護用具やソーシャルディスタンス措置など）を策定
- ▶ **オンライン及びデジタル学習ツールの活用**（農業、製造業、建設業など対象となる職種及び分野の短時間の研修映像）
- ▶ **影響評価** シリア難民、女性及び非公式経済の労働者などを含むヨルダンの脆弱な労働者への新型コロナウイルスの影響を評価

各国の状況によって違いはありますが、レバノン、モーリタニア、モザンビーク、フィリピン、南アフリカ、スーダン、チュニジアにおけるEIIPプロジェクトでも同様の措置が取られました。

Social Protection for All 社会的保護の土台計画

新型コロナウイルスのパンデミックに伴う各国の渡航制限やソーシャルディスタンス措置により、技術支援活動は対面からオンライン方式へと移行しました。そのため、プロジェクト活動は、オンラインでの技術支援と知的成果物の作成が中心となりました。同時に、リソースが新型コロナウイルス対策を支援する活動に活用、または調達され、危機が直ちに及ぼす直接的影響だけでなく、景気低迷による第二段階の影響に備えた対応も図られています。様々な国連SDGファンドプロジェクト（メキシコ、コスタリカ、サントメ・プリンシペ）では、新型コロナウイルス感染拡大の影響による社会経済的ニーズへの適切な対応に資金を振り替えています。ILOも、非公式経済の労働者への対象拡大を念頭に、ケニアの社会的保護に関する新型コロナウイルス緊急時対応計画に技術支援を行っています。また、EUとのプロジェクト「**Improving synergies between Social Protection and Public Finance Management（社会的保護と公共財政管理の相乗効果の強化）**」計画においても、新たな資金活用が行われました。ILOは、コロナ禍において社会的保護制度の強化に取り組んでいる10か国（バングラデシュ、カーボベルデ、コートジボワール、エクアドル、マラウイ、ミャンマー、ナイジェリア、ペルー、スリランカ、トーゴ）に総額200万ユーロ規模の支援を行いました。

新型コロナウイルスは、社会的保護の対象を非公式経済の労働者にも拡大させ、またこれまで十分整備されていなかった失業に対する保護など新たな分野の社会的保護を構築していく必要性を知らしめる警鐘にもなりました。ILOの専門家らは、様々な緊急事態の状況下で継続的に技術指導を行い、時に国連機

関、社会的パートナーや市民社会組織と連携しながら、大規模な社会的保護対応及び回復計画を策定しました（例えば、エチオピア、バングラデシュ、カンボジア、ラオス、インドネシアにおけるドイツ連邦経済協力開発省（BMZ）プログラム、バングラデシュ、カンボジア、ナイジェリア、スーダンにおけるEUプロジェクト、30か国での個別の新型コロナウイルス対応計画を伴う国連共同プロジェクトなど）。さらに、新型コロナウイルスをきっかけに、ILOは以下のような取組みの機会を得ています。

- ▶ 非公式経済の労働者が対象となるよう単一レジストリーやデータベースの拡大支援（ナイジェリア、モザンビークなど）。これにより新型コロナウイルス収束後、それらの労働者を抛出型社会的保護制度の対象とする機会にもなる。
- ▶ 失業に対する保護の対象となる職種の拡大（5か月で20件以上の申請）と危機の期間中での所得保護の重要な手段としての役割の促進
- ▶ 大規模な送金プログラムの整備と、既存の社会的保護制度への組み入れ、及び国際労働基準への整合（例えば、バングラデシュにおけるEU、BMZの資金拠出による送金プロジェクト）
- ▶ 財務当局、金融機関（金融支援を行うEU代表部など）、国際通貨基金（IMF）との社会対話を含むILO基準の促進
- ▶ 社会的保護制度は、危機から回復できる強じんな社会を構築し、公正な移行を実現する上で重要な要素であることを示す根拠の構築及び促進

▶ 旗艦プログラムの主な成果と今後の目標

ベターワーク より良い仕事計画

ベターワークは、様々なパートナーと連携し、ベターワーク実施国9か国で1700を超える工場の労働条件を改善しました。ベターワークの取組みによる大きな改善成果としては、バングラデシュにおける最低賃金額の遵守率125%増など最低賃金支払い能力の向上、化学物質へのばく露作業の減少（ベトナムで27パーセンテージポイント減、バングラデシュ30パーセンテージポイント減、インドネシア18パーセンテージポイント減、ハイチ43パーセンテージポイント減）などが挙げられます。工場で監督職務に就く女性も明らかに増加しており、バングラデシュではその数は倍増し、その結果賃金が39%増加しています。同様に、工場における規定の出産休暇や育児時間の遵守状況も改善しています。職場でのセクシュアル・ハラスメントの報告件数の減少も顕著で（ヨルダンでは18%減）、好ましい成果が得られています。

これらの成果の鍵は、労働当局などの公的機関や労使団体、世界的なアパレル・サプライチェーンに関わる企業との連携です。ヨルダン、カンボジア、ベトナム、ハイチの4か国では、各国政府と社会的パートナーが、長期的分野別戦略と、成長と改善における共同責任に重点を置いた衣料産業のビジョンを策定しました。

現行の戦略的段階（2017年~2022年）の開始以来、ベターワークは活動範囲を拡大し、衣料産業への統合的「One ILO（一つのILO）」アプローチの枠組みを広げ、さらにエチオピア及びエジプトの2か国を対象国に加えました。ILOは2020年に、衣料産業がより良い回復（build back better）を実現させ、人間を中心に据えた仕事の未来への取組みを進める機会を得られるよう支援することを柱とする、新たなベターワークプログラム戦略へと改定しました。

IPEC+ 児童労働・強制労働撤廃国際計画

2015年のプログラム構想からこれまでのIPEC+の主な成果は以下の通りです。

- ▶ 2020年に、1999年の最悪の形態の児童労働条約（第182号）がILO全加盟国の批准を達成し、全ての子どもに最悪の形態の児童労働に対する法的保護が適用されることとなった。
- ▶ 2016年からこれまで、45か国が1930年の強制労働条約の2014年の議定書を批准しており、「自由のための50カ国」議定書批准促進キャンペーンの第一段階目標である50か国に近づいている。
- ▶ ILO理事会は、2016年と2017年に、労

働における基本的原則および権利に関する総合戦略と行動計画を承認した。また、IPEC+では、児童労働と強制労働の根絶を取組みの入り口として、すべての基本的原則をプロジェクトに組み入れている。

- ▶ 2015年から2020年まで、IPEC+の活動範囲は世界29か国から66か国へと拡大した。
- ▶ 国及び世界レベルで協調行動をとり、児童労働と強制労働の根絶に向けた進捗状況をモニタリングするため、マルチステークホルダーのパートナーシップAlliance 8.7（8.7連合）を発足させた。

- ▶ 国、地域及び世界レベルの調査報告書が多数作成され、政策及び活動の策定、実施に関する情報が提供された。
- ▶ 「Global Estimates on Child Labour and Forced Labour（児童労働と強制労働の世界推計）」は、IPEC+の主要な調査報告書の一つで、現在のグローバル及び地域レベルでの児童労働の規模、分布率、主な特徴などに関するデータを示している。

IPEC+の2025年に向けた目標は以下の通りです。

- ▶ IPEC+プログラムの支援活動範囲に少なくとも新たに8.7連合メンバーであるパスファインダー国5か国、そして特に脆弱な国5か国を追加して活動範囲を拡大させ、特にコロナ禍においては、知見と

情報の強化、公共政策とガバナンス、パートナーシップと提言、能力強化と保護を通じ、児童労働と強制労働の撤廃に取り組む。

- ▶ 2021年は児童労働撤廃国際年であるため、この機会を活用し、主に新型コロナウイルスの観点からの児童労働のリスクに対する意識啓発と、2025年までに児童労働を根絶させることを定めたSDG目標ターゲット8.7達成へのIPEC+の取り組みへの多様なパートナーの参加を促進させる。
- ▶ 中南米・カリブ地域イニシアチブの枠組みにおける、児童労働撤廃のための対策とSDG8.7の達成への取り組みに積極的な政策を有する自治体ネットワークの創設

Safety + Health for All すべての人のための労働安全衛生計画

一つ前の段階（2016年~2020年）において、労働安全衛生・グローバル予防行動計画は15か国で実施され、直接的及び間接的に、6000万人以上の労働者にその恩恵が及んでいます。このプログラムでは、労働安全衛生に関する知識を構築し、グローバルバリューチェーンの労働安全衛生の改善における推進要因と制約要因を評価できる包括的手法の開発などを支援しました。開発された包括的手法は、現在までに8か国10のバリューチェーンにおける労働安全衛生改善の取り組みに役立てられています。

また、このプログラムでは、様々な形で労働安全衛生の問題への対処能力を強化しました。能力強化により、3か国において国内の労働安全衛生データの収集及び報告システムが改善され、6か国で労働安全衛生が技術・職業教育訓練（TVET）プログラムに主要項目として組み入れられ、5か国において労働安全衛生に対処する労働監督当局の能力が向上しました。また、6か国において、国の労働安全衛生枠組みの改善に取り組んでいる政府機関と労使団体を支援しました。さらに、

世界各地で、主にグローバル及び国レベルでのキャンペーンを展開し、行動計画を策定、また労働安全衛生と若年労働者をグローバルな議題に位置づけるために、ユース・チャンピオン（若者のリーダー）を選定、育成するなど、職場の安全衛生に対する意識を向上させました。

2025年末までに、すべての人のための労働安全衛生計画を新たな7つの加盟国で実施し、以下の目標に取り組めます。

- ▶ 各国の労働安全衛生ガバナンス、政策、法的枠組みの改正
- ▶ 国、地域及び分野レベルにおける労働安全衛生関連組織の能力強化
- ▶ 取り組みの対象に選定された部門・分野における労働安全衛生慣行の導入

第一段階の成果に基づいて、新たな展開や新たに浮上した労働安全衛生の課題を踏まえ、すべての人のための労働安全衛生計画の次なる段階の優先事項と目標を明確するため、内外での協議プロセスが開始されました。

JPR

平和と強靱性のための雇用促進計画

JPR プログラムは開始以来、実施総額1億8600万米ドル、5地域30か国以上で76の開発協力プロジェクトを実施してきました。プログラムがこれまで国レベルで実施してきた活動は、以下の成果をあげています。

- ▶ 主に受入れコミュニティ、移住者、難民の災害、紛争及び強制移住への対応において、すべての若者を対象とした、雇用集約型投資計画によるインフラ・環境整備工事におけるディーセント・ジョブ（働きがいのある人間らしい仕事）を創出
- ▶ 現地のバリューチェーンを構築または向上させ、適切な技術に改良、新たな持続可能な中小企業を促進し、既存の持続可能な中小企業の能力を拡大
- ▶ 関連バリューチェーンにおける現地の協同組合支援組織の技術面の管理能力を強化、政策及び法的助言を提供、また政策に関連した調査を実施することにより、新たな持続可能な協同組合企業を促進、及び既存の持続可能な協同組合企業の能力を拡大
- ▶ 雇用集約型投資プログラムの一環として能力開発を強化、また非公式経済におけるより良い実習の機会、農村地域におけるコミュニティベースの訓練を提供する

など、職業技能訓練と起業家研修プログラムを通じて、若者の雇用可能性を向上

- ▶ 社会対話メカニズムと、政労使三者のプログラム実施への関与を強化

JPRは、第一段階の5か年において、少なくとも危機の影響を受けた10か国を対象に、多角的な政策アプローチの開発を目標としていました。そして、すでにその目標を上回る成果をあげており、そのための資金調達に向けた取組みはさらに拡大しています。JPRはILOにとって、紛争、災害、その他人道上の緊急事態の影響を受けた地域に関与し、また、現地の労働市場にもたらされた影響に対応する上での効果的な手段となります。プログラムの目標は、開発パートナーにとっても優先事項となっており、人道支援、開発援助、平和構築が一体化した活動にリソースが投入されています。ソマリア、アフガニスタン、スリランカ、スーダン、ナイジェリア、サハラ以南アフリカにおける新たなJPRプロジェクトは、2020年~2021年の2年間の予算が組まれており、ILOの政労使三者はそれらの国々で直接的に平和、社会的結束、強じん性構築に貢献することが可能となります。2025年末までに、このプログラムで活用される資金は倍増し、総額3億米ドルを上回る見込みです。

Social Protection for All 社会的保護の土台計画

2016年から2019年までの間に、21のプログラム対象国・地域において10の国家的戦略を導入、12か国で計画を策定または改正、14か国で実施、または活動が改善されました。また、このプログラムでは、社会的保護と公共財政管理、保健医療へのアクセス、障害者を包摂する社会的保護、移住労働者の社会的保護に関するプロジェクトなどテーマ別の取組みを策定しました。管理情報システム、資金調達、法律、保健、失業、非公式経済や

現金給付システムなど、要望に応じた特定分野の技術サービスを提供するサービス機関が設置されました。

パートナーシップの構築は、プログラムの効果を高める上で必要不可欠な要素でした。ILOは、国連との共同SDGファンドを通じて社会的保護に関する新たな30のプロジェクトを展開させ、カンボジア（健康保険キャンペーン）とインドネシア（失業に対する保護計画の策定）において民間部門と連携して取

り組みました。ILO 旗艦プログラムであるベタワークや、すべての人のための労働安全衛生計画とのプログラム間パートナーシップを通じ、衣料産業の労働者への関与を強化しました。また、根拠に基づいた実用的な知的成果物、特に社会的保護の好事例についての手引書を複数作成しています (Assessment Based National Dialogues《社会的保護に関する評価に基づく国内対話》、Social Protection for Migrant Workers《移住労働者の社会的保護》、Extension of social protection to workers in the informal economy《非公式経済の労働者への社会的保護対象拡大》、Fiscal space handbook《財政手当ハンドブック》及びToolkit on ILO social security standards《ILO 社会保障基準に関するツールキット》)。このプログラムでは、予算を2016年当初の300万米ドルから1億円米ドル以上に増額しており、旗艦プログラム対象国である21か国を超えて専門家支援が行えるようになっています。

このプログラムでは、2021年からの第二段階において、以下の取組みに注力していきます。

1. 第一段階と同じく三段階アプローチに沿った、土台を始めとした社会的保護制度の構築 (柱1)
2. 社会的保護の資金ギャップの解消 (補完的な柱2)
3. 社会的保護を活用した移行を推進 (補完的な柱3)

このプログラムでは、成果を系統的に測定して取りまとめるために新たに開発された Results Monitoring tool (進捗状況モニタリングツール) による確かな情報に基づき、少なくとも45か国で国内支援を行い、サービス機関を通じ、社会的保護の資金調達、非公式経済への対象拡大及び公式化、社会的保護と気候変動など様々な戦略的テーマ別分野に関する全国的な政策と技術的助言を提供していきます。プログラムの効果を高め、国際社会保障基準の適用を拡大させるために、国際金融機関など、国及びグローバルレベルで新たなパートナーシップを構築していきます。プログラムの認知度を高め、連携と知識共有を強化するために、管理情報システムとコミュニケーション戦略を策定します。最後に、知見の文書化、それを利用しプログラムの第一段階で作成した好事例についての手引書とオンラインツールの向上を図ります。

▶ 仕事の未来に向けたILO創設100周年記念宣言をサポートする旗艦プログラム

ベターワーク より良い仕事計画

ベターワークは、すべての労働者に十分な保護を保障するために仕事の制度・機構の強化に重点を置く、[100周年記念宣言](#)に掲げられたビジョンに強く共鳴しています。このプログラムでは、労働における基本的原則と権利の遵守に向けて統合的な取組みを促進させており、労働条件の改善（正当な賃金の支払、労働時間、労働安全衛生を含め）への効果は

実証されています。社会対話とジェンダー平等を中核に据え、職場レベルと能力開発活動の双方の場で国内の政労使三者及びグローバルサプライチェーンのアクターと連携して取組み、ディーセント・ワークへの移行を円滑にする技術の活用を支援することによって、その成果をあげています。

IPEC+ 児童労働・強制労働撤廃国際計画

ILO創設100周年記念宣言は、(i) 強力に影響のある包摂的な社会対話の仕組みを通じた労働者の基本的権利の尊重、(ii) 法定または交渉による適切な最低賃金、(iii) 労働時間の上限規制、および(iv) 労働安全衛生の推進を求めています。IPEC+はこれらの要請に対し、ILOの基本的条約に沿って労働における基本的原則と権利が確実に保護されるよう、各国の制度、政策及び法律の強化を支援して応えています。社会的パートナーが、提言、意識啓発運動、能力構築、活動のモニタリングな

どを通じて、常にこの取組みの中で重要な役割を果たしています。例えば、労働者を対象とした女性の安全な移住に関連した問題についての啓発活動や法律、政策の策定、改正、実施に関する三者委員会の設立または既存委員会の能力強化、調査への関与などが挙げられます。[8.7 連合](#)でのIPEC+の役割からも、SDG目標ターゲット8.7の達成へのロードマップの策定において社会的パートナーが重要な役割を果たしていることは明らかです。

Safety + Health for All すべての人のための労働安全衛生計画

ILO創設100周年記念宣言に明記されている「人間を中心に据えた仕事の未来への取組み」では、労働安全衛生はディーセント・ワークの基盤として認識しており、ILO加盟国に、すべての労働者に安全で健康的な労働条件を含め十分な保護を保障するため仕事の制度・機構の強化を求めています。すべての人のための労働安全衛生計画は、政策、規制、ステー

クホルダーの能力やリソースを対象とする個別の問題に応じた取組みを通じ、知識を向上させて労働安全衛生の欠如に対処し、職業上のリスクの防止・軽減のために部門、職場レベルにおいて実用的措置を講じ、労働安全衛生に関する国内法令及び政策を策定することによって、各国の労働安全衛生システムの構築を支援します。

JPR

平和と強靱性のための雇用促進計画

ILOの2017年の平和と強靱性のための雇用及び適切な仕事（ディーセント・ワーク）勧告（第205号）に従い、JPRは、より平和で強靱な社会の構築に貢献するため、紛争や災害の影響を受け国において、働きがいのある人間らしい仕事の促進に取り組みます。仕事の未来に向けたILO創設100周年記念宣言

（2019年）では、「ディーセント・ワークは、所得の不平等に取り組み、貧困を根絶し、紛争・災害及びその他の人道的緊急事態の影響下にある地域に特に注意を払うことで、持続可能な開発の鍵となる」（第A項xvii）として、この取組みの重要性を強調しています。

Social Protection for All 社会的保護の土台計画

仕事の未来に向けたILO創設100周年記念宣言（2019年）では、社会的保護は職業人生を含む生涯における変化の場面で円滑な移行を実現させるために、最も重要であると示されています。この移行には、学校から仕事へ、非公式経済から公式経済へ、また新たな機会を得るための移行などが挙げられます。100周年記念宣言では特に、ILOに「適切で持続可能かつ仕事の世界の発展状況に適合した社会的保護システムを発達させ強化すること」（第II章第A項xv）を目指した取組みを進めるよう求めています。さらに、加盟国に対し、

特に「包括的かつ持続可能な社会的保護の普遍的な利用」（第III章第A項iii）を通じ、変化する仕事の世界がもたらす機会の恩恵をすべての人が得られるように能力の強化に取り組むことを求めています。このようにILO創設100周年記念宣言は、すべての人に普遍的、包括的かつ適切な保護を提供し、職業人生を含む生涯における変化の場面での移行時においても労働者および使用者を継続的に支援・保護する制度にするには、社会保健制度の強化と改正が重要であると示しています。



▶ 旗艦プログラムとILOの2022/2023年度事業計画・予算の成果目標の関連性

P2022/2023年度事業計画・予算における成果目標は以下の図の通りです。



▶ 旗艦プログラムと持続可能な開発目標の関連性

ベターワーク

1 貧困をなくそう



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



12 つくる責任 つかう責任



IPEC+

8 働きがいも経済成長も



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナリープで目標を達成しよう



すべての人のための働安全衛生計画

3 すべての人に健康と福祉を



8 働きがいも経済成長も



12 つくる責任 つかう責任



JPR

1 貧困をなくそう



8 働きがいも経済成長も



9 産業と技術革新の基盤をつくろう



10 人や国の不平等をなくそう



11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に



SPF

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



▶ 開発パートナーとの係わり

ベターワーク より良い仕事計画

ベターワークプログラムの予算は、民間資金及びドナー（オーストラリア、デンマーク、欧州委員会、ドイツ、オランダ、スイス、英国、米国）からの拠出金によって賄われています。このプログラムは、ドナー国政府と緊密に連携して特定の関心事項と目標の理解に取り組み、ジェンダー平等、サプライチェーン・デューデリジェンス、賃金などに関する共通の課題を前進させることに寄与します。

ドナー国は積極的にプログラムに取り組んでおり、衣料産業のサプライチェーンの改善のための戦略を策定する上で重要なパートナーとなっています。最近の新型コロナウイルスへの対応は、主要なドナー・パートナーと緊密に連携、協議しながら策定し、またドナー・パートナー側からも現行のベターワークのパンデミックからの回復戦略に対し情報提供が行われています。

IPEC+と児童労働と強制労働を根絶するためのパートナーシップ

2018年、IPEC+は綿花・繊維・衣料産業のバリューチェーンにおける児童労働・強制労働問題に取り組むために欧州連合と提携しました。この4か年プロジェクトは、国内法令及び政策の強化、地方自治体などの関係機関が児童労働・強制労働に対する効果的な対策を講じられるようにするための能力構築を目指し、ブルキナファソ、マリ、パキスタンで実施されています。ILOは、アジア地域児童労働プログラム（Asia Regional Child Labor Programme）の支援の下、アフガニスタン、バングラデシュ、インド、ネパール、ミャンマー、パキスタンにおいて、子どもたちを労働搾取から守る取り組みを行っています。プロジェクトパートナー（イギリス国際開発省：

DFID、国連児童基金：UNICEF及び英国開発学研究所）と協力し、ILOは、(i) 児童労働の原因、引き起こされる要因及びそれらに対処するための効果的な取り組みに関する知識の構築、(ii) 法令及び政策の国際条約との整合化、(iii) 最悪の形態の児童労働を根絶するための総合的アプローチの策定及び適用に取り組んでいます。また、オランダと提携し、アフリカのサプライチェーンにおける児童労働に取り組む4か年計画を実施しています。最後に、ILOは8.7連合の事務局を務めており、それによって開発パートナーと緊密に連携協力でき、またIPEC+と8.7連合の取り組みの整合性を図ることが可能になっています。

すべての人のための労働安全衛生計画と米国

米国は、ILOの旗艦プログラムのすべての人のための労働安全衛生計画の基盤を築いた最初の主要貢献国の一つです。第一段階（2016年～2020年）の期間中、米国政府とのパートナーシップにより、アルゼンチン、コロンビア、ウルグアイ、コートジボワール、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、ベトナムにおいて、若年労働者の労働安全衛生の改善

への取り組みを支援しました。コロナ禍において、米国は最近ビジョン・ゼロ・基金（VZF）を通じてこの旗艦プログラムとのパートナーシップを更新し、対象となるサプライチェーンにおける労働者の労働安全衛生改善を目的としたメキシコでの新たなプロジェクトへの資金拠出を約束しました。

平和と強靱性のための雇用促進計画と、雇用及びディーセント・ワーク創出による平和への貢献強化のためのパートナーシップ

ILO、国連平和構築支援事務局（PBSO）、世界銀行及び国連開発計画（UNDP）は、共同で**分析枠組み**と雇用の取組みによる平和構築への効果を高めるための行動原則を策定しました。平和構築への雇用の直接的な効果に関する根拠は十分ではないものの、調査結果から、**失業、ディーセント・ワークの欠如（社会対話や基本的権利の欠如など）や生計手段へのアクセスの欠如が、以下の3つの主要因によってもたらされた紛争を悪化させる要因となりえることが明らかになっています。**

- ▶ 若年層の雇用や女性の経済的及び社会的エンパワーメントなどの**機会**の欠如
- ▶ 多様な社会的グループとの接触及びグループ間の社会的一体性の欠如
- ▶ 不平等、排除及び不公平感から生まれる不満の存在

このことを踏まえ、ILOとPBSOは、2018年

から協力関係を強化し、スイス連邦外務省の支援を受け、紛争の影響下にある状況において雇用とディーセント・ワークの創出によって平和の維持と開発の促進に取り組んでいます。このパートナーシップの主な目的は、雇用とディーセント・ワークの創出による平和構築への貢献に関する知識の構築と共有、そして、PBSOとジェノバを拠点とする平和イニシアチブとの関係性の強化です。

過去4年にわたり、ドイツは、ドイツ復興金融公庫（KfW）を通じ、ILOがヨルダンとレバノンで行っていた雇用集約型の取組みを支援しました。それらの取組みは、雇用機会の創出、国民やシリア難民の労働市場へのアクセスの改善だけでなく、すべての人への労働集約型手法を利用したインフラ及びコミュニティ資産・サービスの強化も図られていました。ドイツからの拠出額は、JPR開発協力活動への拠出総額の50%以上を占めています。

社会的保護の土台計画と国連社会的保護の床イニシアチブ

開発パートナーは、2016年から2019年に開催された年次プログラム会合において、またその後も三者構成グローバル専門家委員会（Global Tripartite Advisory Committee: GTAC）を通じて中心的な役割を果たしています。旗艦プログラムの専門家委員会（GTAC）は、任命された11のメンバーで構成されています。具体的には、旗艦プログラムを実施している国からの政府代表4名、トナー国から政府代表3名、使用者団体代表2名、労働者団体の代表2名となっています。

プログラムの定期的な進捗状況評価を目的とするGTACは、プログラム活動チームに全体

的な方向性や、プログラム優先実施国における活動への社会的パートナーのより積極的な参加に関する懸案、またSDG1.3の達成へのプログラムの貢献度などに関する助言を行っています。

2015年と2017年にそれぞれ開設された**ILO 社会的保護の土台グローバル・ビジネス・ネットワーク**と**労働者ネットワークのための社会的保護、自由及び正義**を通じ、ILOは社会的保護の課題に関する知識を共有し、企業と労働者のコミュニティの社会的保護制度及び土台の開発への関与を目的としたプラットフォームを開設しました。



ILO 旗艦プログラム

ベターワーク（より良い仕事）計画

社会的保護の土台計画

児童労働・強制労働撤廃国際計画

平和と強靱性のための雇用促進計画

すべての人のための労働安全衛生計画